

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(表一の項関係)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 表一の項第三欄第一号の内閣府令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 行政改革を総合的かつ積極的に推進するための本部に係る事務のうち、国家公務員制度改革に関する事務の処理を掌理するもの</p> <p>5〇7 (略)</p>	<p>(表一の項関係)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 表一の項第三欄第一号の内閣府令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5〇7 (略)</p>